

## 一般社団法人三重県介護支援専門員協会松阪支部規約

(名称)

第1条 この会は「一般社団法人三重県介護支援専門員協会松阪支部」(以下、「本会」という。)と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、社会福祉法人松阪市社会福祉協議会内に置く。

(目的)

第3条 本会は、介護支援専門員の資質及び社会的地位向上に努め、専門的知識、技能を研鑽し、介護保険制度が利用者主体の制度として確立されるよう、公平・中立なケアマネジメントに努め、日々の実践・研修を通して利用者の健康と福祉の増進に寄与する。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 介護支援専門員の知識及び技術の向上に関すること。
- (2) 介護保険制度及び介護支援専門員に係る調査研究に関すること。
- (3) 介護保険制度に対する提言に関すること。
- (4) 介護保険制度の普及啓発に関すること。
- (5) 介護支援専門員が必要とする情報の提供に関すること。
- (6) 関係団体との連携・調整に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(組織)

第5条 本会には、正副支部長会、理事会及び部会を設置する。

- 2 各部会には、担当副支部長及び部会長を置く。
- 3 本会が設置している部会は次のとおりとする。

- (1) 研修部会
- (2) 調査研究部会
- (3) 行政連携部会
- (4) 広報部会

(会員)

第6条 本会は、介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第5項に規定する介護支援専門員の資格を有し、原則として三重県介護支援専門員協会の会員のうち、松阪市及び多気郡内(以下、「管内」という。)に住所又は勤務先を有するものを会員とする。

(賛助会員)

第7条 本会の目的に賛同する個人又は団体、事業所等を、理事会の承認を得て賛助会員とすることができる。

(入会)

第8条 会員として本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書(第1号様式)を提出しなければならない。

2 賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書(第2号様式)を提出し、理事会の承認を得なければならない。  
(会費)

第9条 会員・賛助会員は、別に定める会費(第3号様式)を納入しなければならない。  
(退会)

第10条 一般社団法人三重県介護支援専門員協会を退会した者、又は介護支援専門員資格を失った者は、本会の会員としての資格を失う。

2 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。

(1) 会員が死亡したとき。

(2) 会員が書面による退会を申し出たとき。

(3) 正当な理由なく、会費を1年以上納入しなかったとき。

3 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会において、出席した理事の3分の2以上の議決に基づき、退会させることができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の規約に反する重大な行為があったとき。

(2) 本会の名誉を著しく傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(管内市町との連携)

第11条 本会は、管内市町と常に連携を密にし、介護保険事業の円滑な運営に資するよう努めるものとする。

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 若干名

(2) 監査委員 2名

(3) 顧問 若干名

2 支部長、副支部長、会計は理事の中から選出する。

(1) 支部長 1名

(2) 副支部長 4名

(3) 会計 1名

(役員を選任)

第13条 役員は、会員の中から選出し、総会において選任する。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第 15 条 支部長は、会務を総理し会議の議長となる。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が事故あるときはその職務を代行する。
- 3 支部長を除く全ての理事は、いずれかの部会に所属する。
- 4 会計は、本会の会計を処理する。
- 5 監査委員は、本会の会計を監査する。
- 6 顧問は、本会の重要事項について支部長の諮問に応じる。

(総会)

第 16 条 総会は、年1回以上開催することとし、支部長が招集して議長となる。

- 2 総会は会員の過半数をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって可決する。可  
否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 総会に出席できない場合は、予め通知された事項についてのみ代理者にその権限を  
委任し、又書面で議決に加わることができる。
- 4 災害等、やむを得ない理由のため総会の招集が困難な時は、あらかじめ通知された  
事項について書面をもって協議・決定することができる。その場合は、書面の提出をも  
って出席したものとみなす。

(総会の議事)

第 17 条 総会で決すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び予算の承認
- (2) 事業報告及び決算報告の承認
- (3) 規約の制定、改廃
- (4) 役員を選任
- (5) その他支部長が付議した事項

(正副支部長会)

第 18 条 正副支部長会は、本会の運営及び事業について協議するものとする。

- 2 正副支部長会は、必要に応じて支部長が招集する。
- 3 災害等、やむを得ない理由のため正副支部長会の招集が困難な時は、あらかじめ通  
知された事項について書面をもって協議・決定することができる。その場合は、書面の  
提出をもって出席したものとみなす。

(理事会)

第 19 条 第4条の事業を効果的に推進するため、理事会を置く。

- 2 理事会は、必要に応じて支部長が招集する。
- 3 災害等、やむを得ない理由のため理事会の招集が困難な時は、あらかじめ通知され  
た事項について書面をもって協議・決定することができる。その場合は、書面の提出をも  
って出席したものとみなす。

(部会)

第 20 条 部会は、部会活動について協議するものとする。

- 2 部会は、必要に応じて担当副支部長または部会長が招集する。
- 3 災害等、やむを得ない理由のため部会の招集が困難な時は、あらかじめ通知された事項について書面をもって協議・決定することができる。その場合は、書面の提出をもって出席したものとみなす。

(会計年度及び経費)

第 21 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

- 2 本会の経費は、個人会費、賛助会費、その他の収入をもって充てる。
- 3 会費の納入方法は毎年度始めの納入とし、個人会費は 3,000 円、賛助会費は 5,000 円とする。
- 4 年度途中で入退会する会員に対して、会費を減額及び返還しない。
- 5 この規約で定めた会費を変更する場合は、理事会を経て、総会の承認を受けなければならない。

(補則)

第 22 条 この規約に定めるものの他、本会の運営に関し必要な事項は、理事会において協議する。

附 則

この規約は、平成 19 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

設立当初の役員の任期は第 14 条第 1 項の規定に関わらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規約は、平成 26 年 5 月 15 日一部改正する。

附 則

この規約は、平成 27 年 5 月 19 日一部改正する。

附 則

この規約は、令和元年 5 月 24 日一部改正する。

附 則

この規約は、令和 3 年 5 月 25 日一部改正する。

附 則

この規約は、令和 5 年 6 月 19 日一部改正する。

(第8条関係) **第1号様式**

# 入会申込書

記入日 西暦 年 月 日

一般社団法人 三重県介護支援専門員協会 行

私は、貴会の目的に賛同し、入会を申し込みます。

会員種別：正会員

フリガナ				介護支援専門員登録番号 (8桁)					
氏名									
性別	男	女	生年月日	西暦	年	月	日		
自宅住所	〒			— ※建物名号室等までご記入下さい					
電話	自宅 携帯			FAX (自宅)					
メールアドレス	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input checked="" type="checkbox"/> してください @								
日本協会発行 メールマガジン	配信先を1つ選択 <input checked="" type="checkbox"/> してください ※メールマガジンは日本協会ホームページ上でもご確認いただけます <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 希望しない								
希望地域支部 <input checked="" type="checkbox"/> して下さい	<input type="checkbox"/> 桑員 <input type="checkbox"/> 三河 <input type="checkbox"/> 鈴鹿 <input type="checkbox"/> 津 <input type="checkbox"/> 松阪 <input type="checkbox"/> 南勢志摩 <input type="checkbox"/> 伊賀 <input type="checkbox"/> 紀北 <input type="checkbox"/> 紀南 ※未記入の場合、所属機関住所となります								
介護支援専門員としての勤務状況	<input type="checkbox"/> 現任 <input type="checkbox"/> 非現任 (経験有) <input type="checkbox"/> 一度も勤務していない								
所属機関	名称								
	種別 <input checked="" type="checkbox"/> を	<input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所 <input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 介護療養型医療施設 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 小規模多機能居宅介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 看護小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 介護医療院 <input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 介護密着型特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> その他 ( )							
	住所	〒							
	電話			FAX					
介護支援専門員資格	資格取得日 西暦 年 月 日 有効期間満了日 西暦 年 月 日								
主任介護支援専門員資格	無 有 (有効期間満了日 西暦 年 月 日)								
ケアマネ取得時の 資格 <input checked="" type="checkbox"/> を	<input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 歯科医師 <input type="checkbox"/> 薬剤師 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 准看護師 <input type="checkbox"/> 理学療法士 <input type="checkbox"/> 作業療法士 <input type="checkbox"/> 言語聴覚士 <input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 歯科衛生士 <input type="checkbox"/> 柔道整復師 <input type="checkbox"/> 管理栄養士 <input type="checkbox"/> 栄養士 <input type="checkbox"/> 精神保健福祉士 <input type="checkbox"/> その他 ( )								
備考 (通信欄)						新規	再入会	( )	県経由

※入会日にご希望がある場合は、備考欄にご記入下さい。(例 4/1~入会希望 等)

※申込書のご提出で日本介護支援専門員協会 及び 地域支部にも同時にご入会となります。

※お預かりした個人情報は事務連絡、各種ご案内、アンケートのお願い等に使用させていただきます。

※4/1~3/31を1年度とし、お申し出のない限り次年度自動継続となります。

退会ご希望の場合は、3/31までに退会届をご提出ください。



(第9条関係)第3号様式

## 三重県介護支援専門員協会松阪支部会費

### 【個人会員】

区 分	金 額
個人会費（年度）	11,000 円

- ※ 個人会費内訳…5,000 円（日本介護支援専門員協会費）  
3,000 円（三重県介護支援専門員協会費）  
3,000 円（三重県介護支援専門員協会松阪支部会費）

### 【入会金】

区 分	金 額
入会金（初年度）	1,000 円

- ※ 入会金は初年度のみ徴収

### 【賛助会員】

区 分	金 額
賛助会費（年度）	5,000 円

- ※ 本会の目的に賛同する個人又は居宅介護支援事業所を除く団体・事業所等を賛助会員とする。  
※ 団体又は事業所等が賛助会員の場合、三重県介護支援専門員協会松阪支部が開催する研修等に代表者1名を参加させることができる。

### 【振 込】

振込先：三十三銀行松阪市役所出張所  
口座名義：三重県介護支援専門員協会松阪支部 支部長 青木 浩乃  
口座番号：普通預金 2194752